

社長様への知的財産ちよこつとアドバイス 第1回「商標について (part 1)」

アルカディア知財事務所

弁理士 ^{かきぎ} 垣木 晴彦

TEL06-6631-0101 FAX06-6631-0801

皆様、初めまして、弁理士の垣木 晴彦と申します。浪速区元町でいわゆる特許事務所を営んでおります。

最近では新聞や雑誌等でもお目にかかることが多くなった知的財産権についてちよこつとだけアドバイスをさせて頂き、皆様方の事業が益々ご成長されることに少しでも貢献できればと思います、今月から5回に渡って知的財産権に関するお話しをさせて頂きたいと思っております。

今回と次回は、事業者であればどなたでも関わり合いがあると思われる「商標」についてお話しをしたいと思います。

食料品や日用品などのいろいろな商品又は日頃から受けているサービスには、必ずと言ってよいほど何らかのネーミング（商標）が付けられていると思います。例えば、商品「チョコレート」に「ロッテ」又は「グリコ」、またサービス「自動車による輸送」に「宅急便」又は「ペリカン便」とのネーミングが付けられています。このネーミング（商標）は、同じような業務をされている場合に、自分と第三者では異なる出所であることを消費者又は取引者から識別してもらうために付けるマークです。同じような業務をしている者が同一又はよく似たネーミング（商標）を使用していると消費者又は取引者に混同が生じて商取引が円滑に行えなくなる場合もあります。**使用しようとされているネーミング（商標）について特許庁に商標登録出願をして商標権を取得しておくことによって、第三者が自分の行っている業務と同じような業務について同一又はよく似たネーミング（商標）を使用して来た場合にその使用を排除することが可能となります。**一方、自分のネーミング（商標）と同一又はよく似たネーミング（商標）を第三者に取得されているとそのネーミング（商標）の使用の中止を要求され、場合によっては損害賠償金や和解金を支払わされる可能性もあります。

このネーミング（商標）について商標権を取得しておくことは、皆様方のご商売にとって重要なことであるものと思われま。商標登録の簡単な流れなどについては、弊所ホームページ <http://www.arcadia-ip.jp> をご覧頂くと説明がありますので、こちらもご参照下さい。

次回は、商標と商号との違いについてお話しをさせて頂く予定です。